

馮夢龍三言に見る軍士の表象

井口, 千雪
九州大学大学院人文科学研究院 : 講師

<https://doi.org/10.15017/4763187>

出版情報 : 中国文学論集. 50, pp.96-114, 2021-12-24. The Chinese Literature Association, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

馮夢龍三言に見る軍士の表象

井口千雪

はじめに

明代後期、蘇州を活動の中心地とした馮夢龍（明万曆二年～清順治三年（一五七四～一六四六））によって編纂刊行された三部の短篇白話小説集、『古今小説』（後に『喻世明言』と改題して再版、刊行時期不明）・『警世通言』（天啓四年（一六二四）序）・『醒世恒言』（天啓七年（一六二七）序）、所謂「三言」には、凡そ百二十篇の話本（宋代瓦舎で講釈師によって語られていたとみられる小説）及び擬話本（話本に倣って後世に作られた小説）が収められている。そこには、かつて山口一郎が述べたように、文官や生員といった読書人の高雅な世界だけでなく、農民・職人・商人・奴僕・妓女・藝人に到るまで、中下層庶民の世界が多方面にわたって描き出され、彼らの声が代弁されている。それゆえに、三言の作品性・思想性については、しばしば「新興的市民階層」「反封建的意識」という切り口から語られる。実際、三言には、身分の高低と立派な考えは比例しないという考え、いわば「平等精神」が垣間見える。例えば、『醒世恒言』巻十八「施潤澤灘闊遇友」に見える次の言葉は、それを象徴しているように。

衣冠君子中、多有見利忘義的、不意愚夫愚婦到有這等見識。

高い身分の君子の中に利益に目がくらんで人の道を忘れる者が多く、教養も無い男女にかえってこのような立派な考えがあるとは。

しかし、現代を生きる我々が三言を読む時、社会制度の全く異なる世界に生きる登場人物たちの生い立ちや心情、その作品性を正確に理解するのは容易なことではない。作品を真に理解しようと思えば、作品の向こうにある社会

的・歴史的背景をより深く知らねばならない。

このような視点から明清文学を分析した研究に、大木康氏の名著『明清文学の人びと』（創文社、二〇〇八年）がある。本書は、「文学作品そのものを見ると同時に、文学の背景をなす社会の様子をも描き出せればと企図した」（六頁）と言うように、皇帝（及び宦官）・受験生・官僚（文官）・農民・職人・商人・医者・江湖の人々・奴僕・僧侶という分別をなし、それぞれが文学の創作者・読者となる例、或いは文学に描かれる例を挙げつつ、当時の彼らの社会的立場を考察し、「身分、階層、職業という切り口から」（七頁）読者をして明清文学作品をより深く理解せしめることに成功している。

少しく拙見を述べるならば、明代、社会構成員としてかなりの数を占めていた武官・軍士という身分の人々については、大木氏の著書では言及されておらず、いまだ一考の余地がありそうである。そもそも武官・軍士の活動は、「文」とは結びつき難い面もあるためか、文学研究方面では着目されることからして少ない。しかし、三言にはやはり武官・軍士がしばしば登場している。武官の描写については次稿で論ずることとして、本論では、三言に描かれた軍士の表象、特に馮夢龍が生きた明代の軍士の表象に焦点をあて、彼らがこの短篇白話小説集においてどのような役割を担う存在として描かれているのかを考察する。また、彼らの社会的立場や生活の実態に言及しながら、社会的視座をもって本作を紐解くことを試みる。

一 元代以前を舞台とする篇における軍士

本論で主に論じたいのは、三言の編者、馮夢龍の生きた明代の軍士の表象であるが、その前に、元代以前を舞台とする各篇についても略述しておくことにする。附言しておくが、一口に「武官」「軍士」と言っても、時代によって軍制は大きく異なる。ゆえに三言にしばしば登場する唐の節度使、五代・宋の殿前太尉や太尉、元の万戸といった武官をひとくくりにしてよいのか、唐から宋の府兵制・募兵制により徴兵された兵士と、元代の世襲軍戸から輩出された軍士をひとくくりにしてよいのかなど、難しい所がある。また明朝の軍政も元朝以前とは異なるわけだが、

三言が編纂刊行された明代後期の人々は、そこに描かれている武官・軍士が異なる時代の軍制下にあると、それを明朝の武官・軍士にひきつけて読んでいたであろうから、細かい区別はここでは措くことにしたい。

軍士(兵士)の社会的立場は、いかなる時代においても、決して恵まれたものではなかった。その情況は三言にもしばしば表れている。例えば、三言には木蘭の故事(伝説)が頻出するが、『古今小説(諭世明言)』巻二八「李秀卿義結黃貞女」の入話には以下のように語られている。

因父親被有司點做邊庭戍卒、木蘭可憐父親多病、扮女爲男、代替其役。…(中略)…餐風宿草、受了百般辛苦。父親がお役所によって辺境の兵卒として徴兵されたため、木蘭は父が病気がちであるのをかわいそうに思つて、男子に扮装して、父の代わりに兵役に赴いた。…(中略)…風にさらされ野辺に寝て、ありとあらゆる苦勞を味わつた。

木蘭の故事は、辺地で軍事に従事する兵士の生活の苦しさ象徴するものであつたのだろう。

また、『古今小説(諭世明言)』巻二七「金玉奴棒打薄情郎」は南宋の紹興年間を舞台とする篇であるが、作中に以下のような文言が見られる。

若數着「良賤」二字、只說娼・優・隸・卒、四般爲賤流、到數不着那乞丐。

「良賤(賤人)」とは、淫売・役者・奴僕・兵卒の四つで、乞食はその中には数えない。

兵士が賤しい身分の者とみられていたことがうかがわれる。

兵士自身がその身分を歎く例もある。『古今小説(諭世明言)』巻十八「楊八郎越國奇逢」の入話には、宋朝の軍卒楊仁杲の故事が用いられている。軍卒楊仁杲は、宰相丁謂の邸の造営に従事させられ、夏の酷暑のもと土を背負つて石を運び、汗がとめどなく流れるので、以下のように恨み言をこちた。

同是一般父母所生、那住房子的、何等安樂。我們替他做工的、何等吃苦。

同じように親から生まれた人の身でありながら、あの邸に住む人は、なんと安楽なことだろう。われらはあの人のために働かされて、なんと苦しい目を見ることだろう。

しかしこの恨み言を管工官(工事監督の役人)に聞かれてしまい、楊仁杲は「一頓皮鞭打得負痛吞聲」(皮の鞭でひとしきり打ちつけられて痛いのを声も立てず我慢した)。不平を感じる苦境にあつても、それを口に出すことさえ許されなかつたの

である。但しこの入話については、三言では、軍卒として辛酸を舐めた楊仁杲が後に出世し、武官の最高位である太尉にのぼって皇親と呼ばれ、朝廷より丁謂の邸を賜るという上昇物語として用いられているが、原話とみられる北宋の魏泰撰『東軒筆錄』巻二⁽⁴⁾では、彼(東軒筆錄)では「楊景宗」は「無頼、以罪隸軍營」(無頼漢であり、罪によって軍營に隸属させられた)人物だということから、本来は軍卒の苦しみを味わうのも自業自得であったかもしれぬことは言い添えておくべきか。

もう一つ、軍士(兵士)の生活の様相がうかがえる例を挙げておく。『古今小説(諭世明言)』巻三「新橋市韓五賣春情」は、南宋の時、臨安(現浙江省杭州市)の糸屋の息子呉山が、美貌の女韓金奴(実は女郎)に店の部屋を貸しているうち、男女の関係を結んでしまい、近所の目を避けて女を他所へ移り住まわせるが、また女を訪ねて行って淫欲を尽くしたために、瀕死となつて危うく命を落としかけたという物語である(『金瓶梅詞話』第九十八・九十九回の陳經濟が韓愛姐に会う一段と類似⁽⁵⁾)。呉山の店を追われた韓金奴が移り住んだ横橋街は、「遊奕營羊毛寨南」(遊奕營・羊毛寨は史料には見当たらないが、軍營、兵の駐屯地であろう)に位置しており、

那條街上俱是營裡軍家、不好此事。

その街の辺りは全部營中の軍士の家ばかりで、色を好む者がない。

という。ちなみに「軍家」という語には「軍事家」即ち「武官」の意があるが、ここでは「その街の辺りは全部營中の武官で」と解釈すると文法的に不自然に思われることから、「軍」は兵士の意、「家」は住む家の意、即ち「軍家」は「兵士の家」と解釈すべきと考える(異説もある⁽⁶⁾)。実際、武官はともかく、軍士が女郎遊びや妓女遊びをするという話はほとんど聞いたことがない。この一文は、軍士とその家族の生活が、従軍とその輔佐に精一杯で、色事に耽るような余裕を持たなかつたことを伝える描写であると言えよう。

二 明代軍士の貧窮なる生活

明朝は、元朝の軍制を引き継ぎながら発展させ、都に京衛、各地に衛及び千戸所という軍事拠点を置き、明初と

馮夢龍三言に見る軍士の表象

永楽初に軍功をあげた者を指揮・千戸・百戸といった武官に封じて衛所の軍士を統率させた。武官は基本的に嫡長子による世襲制がとられ（これを「世官」と称す。他に一代限りの武官である「流官」も存在する）、衛所に属する軍士は、国民を民戸・軍戸・匠戸に振り分けたうちの軍戸から、一戸ごとに一丁（成人男子）を出させ、老疾死亡があれば同戸から次の者を求めるという形で世襲制がとられた。国内の叛乱鎮圧と辺境防衛を恒久的に担保するために、このような「衛所制」と称される軍事制度を全国に敷いたのである。⁷⁾

洪武二十五年（一三九二）の時点で、全国の武官は一万六四八九人、軍士は一一九万八四四二人いたとされる⁸⁾。全人口が約一千万だったというから、国民の八分の一が軍事に従事し、その従軍生活を支えていた家族をも含めれば、国民の約五分の一が武官・軍士及びそれを支える義務を負っていたということになる。明代中期以降には軍士の逃亡が顕著となり、明末には衛所の軍士不足を補うために募兵制による兵士が充てられるという状況もあったことから、衛所制は崩壊したとする論調もあるが、川越泰博氏が指摘するように、衛所制度そのものは明末まで歴として存在したのであり、世襲の義務を負って従軍する武官・軍士が明末に至るまで相当数いたことは事実である。それは決して無視してよいような小さな数字ではない。

明朝における軍士の生活の実態、法的制度、社会的身分については、王毓銓の研究が史学分野での嚆矢であり、且つ全体像をとらえている。今その著書『明代的軍屯』（中華書局、一九六五年）の一部をここに要略すると、軍戸は戸ごとに成年男子一丁を出し、軍士となる者（「正軍」と称す）は、妻があれば妻とともに、時には生活を支える戸家の男子（余丁と称す）を連れて、予め指定されている衛所へ赴き軍役に服する。その際、逃亡が容易でなくなるよう故郷から離れた衛所に隸属させられるのが一般的で、衛所に向かう路上で凍死、餓死、病死したりする者も多かった。軍戸下の家族は軍装や路銀を供給せねばならず、「二軍出則一家餓、一伍出則一里餓」（二人の軍士が出れば一家が困窮し、五人が出れば一里が困窮する／明・汪道昆「遼東善後事宜疏」¹⁰⁾）有様であった。軍士は衛所で「操守旗軍」（操練防守に従事）と「屯種旗軍」（屯田の耕作に従事）に分けられる。操守旗軍は寒暑に耐えて操練に参加し、戦があれば命をかけねばならないし、屯田旗軍は瘦せた土地を与えられて、十分な物資も支給されず、しかし決められた屯田子粒（糧米）を収めねばならない。月糧が不足して給与されないことも多く、苦しい生活に耐えられず逃亡する軍士が後を絶たな

かつた。そのような逃亡軍士らが集まって山寨を拠点とし、所謂「兵変」を起こすこともあった。^①

三言において、そんな軍士の艱難困窮する様をまざまざと描いているのが、『醒世恒言』卷十「劉小官雌雄兄弟」の一篇である。明の宣徳年間（一四二六―三五）のこと、ある冬の大雪の日、河西務（現天津市武清区）の村で小さな居酒屋を営む劉徳夫婦は、店の前で行き倒れた旅人方勇を扶けて酒食を与え、宿に泊めてやる。この方勇という男は六十才ほど、龍虎衛（京衛の一つ）の軍士で、妻の葬儀費用を得るために原籍の山東濟寧へ帰る途中であったが、そのまま病のため死んでしまう。方勇が伴っていた息子の申児は、劉徳夫婦の養子にしてもらって劉方と改名する。二年後、夫婦は黄河で転覆事故に遭った劉奇という青年も助けて養子にしてやる。二人の子は孝行者で有名となり、劉徳夫婦が世を去ると兄弟で後を継ぎ、布店を開いて繁盛する。数年後、実は劉方が旅の不便を配慮した亡父に男装させられていたものであることがわかり、劉奇は劉方を娶って妻とし、家は益々栄えた。

本篇に登場する軍士方勇はどのような人物かと言うと、劉徳夫婦の店の前で行き倒れているところを扶けられた際に、自身の口から以下のように紹介している。

老漢方勇、是京師龍虎衛軍士、原籍山東濟寧。今要回去取討軍庄盤纏、不想下起雪來。

わたくし方勇は、都の龍虎衛の軍士、原籍は山東濟寧です。今は（濟寧の）軍庄に金を求めに帰るところでしたが、思いがけず雪に降られてしまいました。

ちなみに「要回去取討軍庄盤纏」について、辛島驍は「駐屯地の旅費を受取りに帰るところ」と訳しているが、「軍庄」の語は、元の王仲文撰「救孝子賢母不認屍」^② 雜劇の第一折に見える「他爺娘家姓王、在這東軍庄住、俺在這西軍庄住。俺是這軍戸、因爲夫主亡化、孩兒年小、謝俺貼戸替當了二十多年」（彼女の父母は王姓で、この東の軍庄に住んでおり、私達はこの西の軍庄に住んでいる。私達はこの軍戸だが、夫が他界し、息子が幼いために、うちの傭兵が代わりに二十数年も〔軍役に〕当たってくれている）という用例のように、軍戸が多く住む村、即ち方勇の故郷と解釈すべきであり、「盤纏」もここでは「旅費」ではなく単に「費用」と解釈すべきである。さもないと、後の息子申児の台詞「前年喪母、未能入土、故與父謀歸原籍、求取些銀兩來殯葬」（去年母を亡くし、まだ墓に入れられていないので、父とともに原籍に帰って、いくらかの銀面を得て来て葬儀を行うつもりでした）と噛み合わなくなってしまう。

馮夢龍三言に見る軍士の表象

また方勇のいでたちは、以下のように、みすばらしい旅人姿に描かれる。

六十來歳の老兒、行纏絞脚、八搭麻鞋、身上衣服甚是藍樓。

六十才あまりの老人で、脚絆を脚に締め、麻で編んだわらじを履き、身にはひどいぼろを纏っている。

さらに方勇の台詞には、軍士の貧窮ぶりがさらに如実に表れる。濟寧まではまだ遠いので、馬でも買って乗って行くようにと劉徳に勧められるが、方勇は「老漢是个窮軍」（私は貧乏な軍士ですから）と断る。酒や肉を出されても全く手をつけないので、もの忌みでもしているのかと訊かれれば、以下のように答える。

身邊盤纏短少、喫小菜飯兒、還恐走不到家。若用了這大菜、便去了幾日的口糧、怎能得至到家裏。

持ち合わせの費用が少なく、漬物と飯を食べても、家までたどり着けないのではないかと心配なのです。もしこのようなご馳走を食べれば、何日分かの食事の費用を失ってしまいますから、とても故郷まで行けなくなってしまう。

北京から山東濟寧までは約五百キロメートルほどの距離があるが、路銀も満足に準備できぬまま、妻の葬儀費用を工面しようと旅に出たのであろう。しかし、そのような困難な旅路に六十才を過ぎた身体が耐えられず、病を得て命を失ってしまうのだから、なんとも痛ましいことである。歴史文献には、このように軍士自身がその生活の苦しみを吐露するような言葉はふつう記載されないものであるが、このような形で小説に表れていることは意義深い。

本篇の原話は、葉徳均の指摘にある通り、明の陶輔（夕川老人）撰の文言小説集『花影集』⁽¹⁴⁾巻一に収められる「劉方三義傳」に間違いのないと思われる。『花影集』所収の「劉方三義傳」と三言を比較すると、文言と白話の違いはあれど、あらずじはほぼ完全に一致している。⁽¹⁵⁾しかし、軍士方勇の描かれ方について見れば、『花影集』には以下の如く簡略な紹介があるのみとなっている。

有京衛老軍方其姓者、携一子年約十二三、宿於叟店。

京衛の軍士で姓を方という者が、十二、三才の息子を連れて劉叟の店に泊まった。

息子の台詞に「念兒亡父本某衛軍、於某年母已先故、與父欲投原籍、求少盤費」（思えば私の亡父はもとある衛の軍士で、ある年母が先立ってしまったので、「私は」父とともに原籍に戻り、いくらかの費用を得ようといいました）という三言と似た説明が見られるものの、龍虎衛とか山東濟寧の軍戸であるといった細かい情報が無いだけでなく、路銀に窮して店の前で

行き倒れている描写も無ければ、軍士自身の口からその生活の悲惨さが語られることも無い。

馮夢龍は、万曆年間刊とみられる短篇文言小説集『燕居筆記』^①卷九「傳類、劉方三義傳」にも、『花影集』と文面のほぼ一致する一篇を収めているが、方勇についてはやはり『花影集』と同じく「有京衛老軍姓方者、携一子年約十二三、宿於叟店」とあるのみで、三言のような具体的描写は無い。さらに『醒世恒言』（天啓七年（一六二七）序）と同じ天啓年間刊とみられる短篇文言小説集『情史』^②卷二「情縁類、劉奇」には文面を節略した一篇を収めているが、こちらでは後半の劉方劉奇兄弟の情縁に重きを置いたためであろう、篇の冒頭に「有童子少俊、隨父投宿」（見目よく賢そうな少年が、父について宿に泊まった）とあるのみで、宿に泊まって死んだ男（三言の方勇）が軍士であるという設定すら見られない。推測の域を出るものではないが、三言で方勇の軍士としての艱難困窮ぶりが描かれているのは、馮夢龍の独自の意匠なのではないかと疑われる。

馮夢龍の著作に、現実の明代軍士についての見解を言明した文章は、管見の限り見出せていない。そのため、彼が明代軍士の生活の実態をどの程度まで把握していたのかはわからない。但し、間接的な考察が許されるならば、馮夢龍の故郷であり活動の中心地であった蘇州府には、府の衙門の東に蘇州衛があり、さらに東方海沿いの太倉城内に太倉衛・鎮海衛という衛所が置かれていたから（明・李賢ら撰『大明一統志』卷八「蘇州府、公署」、都市住民であった馮夢龍であっても、実際に軍士の生活を見たり、その噂を耳にすることはあったのではないかと想像される。そもそも明代の制度では、軍戸に属する者も科挙を受けて生員となることができたから、馮夢龍の学友にそのような者がいて、その線から軍戸の生活ぶりを見聞することもあったかもしれない。そのような知識が三言の方勇像に投影された可能性は考えてもよいのではなからうか。

ちなみに『花影集』撰者の陶輔（字廷弼、号夕川・安理齋・海萍道人）は、武官を致仕して気儘な余生を送った人物であり、武門の人が小説の創作出版に関わった例としても重要である。『花影集』巻頭の「花影集序」（正徳丙子（十一年、一五一六）春正月燈夕、浙江安吉州學正事、三山張孟敬書）と末記）には以下のように見える。

『花影集』四卷、凡二十篇、乃夕川居士陶公所著。…（中略）…蓋公之先人、以大功烈擢大同伯、公以貴遊子、薄武藝而不事、專志於經史翰墨間。其蓄之深、固有自矣。暨襲應天親衛昭勇之爵、又不苟合於時、即丐恩休致。

馮夢龍三言に見る軍士の表象

尋山玩水、以豁其趣、操觚染翰、以肆其博、尚友古人、樂觀時變、以極其情。：(中略)：公名輔、字廷弼、夕川其別號、又號安理齋・海萍道人云。

『花影集』四卷、全二十篇は、夕川居士陶公の著である。：(中略)：そもそも陶公の亡父は大きな功勳によって大同伯の位を授かったが、陶公は貴人の子弟として武藝を嗜みつつも努めることはなく、経學・史学・文学の間に耽った。その胸中の蓄えの深きことは、もとより理由のあることなのだ。応天親衛(京衛の一つ応天衛)の昭勇(三品の武階)を世襲すると、時勢に迎合することなく、すぐに聖恩を請うて官を辞した。山水をたずね賞玩して、その心を晴らし、詩文や絵画をあらわして、その博学をほしいままにし、古の人を尊び友とし、時勢の変化をよく観察して、その情況を研究した。：(中略)：公の名は輔、字は廷弼、夕川はその別号で、また安理齋・海萍道人とも号す。

陶公の亡父というのは、陶瑾、直隸鳳陽県(現安徽省滁州市鳳陽県)の人で、永樂年間に父信の職を世襲して揚州衛指揮同知となり、ついで和陽衛(京衛の一)に調せられ、正統年間の初めに北征に従い、功あつて指揮使にのぼり、最終的には後軍右都督となつて、天順七年(一四六三)八月に没し、成化二年(一四六六)に大同伯に追封された、比較的著名な武官である。陶瑾逝去の翌天順八年(一四六四)三月には、子の陶輔が父の原職である和陽衛指揮使を世襲している(以上『明實錄』に拠る¹⁹⁾。陶輔が世襲した武官の職位について、『花影集序』は「襲應天親衛昭勇之爵」と言うので、『明實錄』の記載と食い違っているが、これについては引証し得る材料を持ち合わせない。

陶輔の著作には、考拠筆記『桑榆漫筆』一卷、雜事集『夕川愚德』二卷などの他、この文言短篇小説集『花影集』四卷があり、その自序「花影集引」(嘉靖二年(一五二三)夏四月吉旦、夕川老人、八十三翁書)と末記)には、自身が明の瞿佑撰『剪燈新話』などの短篇文言小説集に大きな影響を受けたことが述べられている。

予昔壯年、嘗得宗吉瞿先生『剪燈新話』・昌祺李先生『剪燈餘話』・輔之趙先生『效顰集』、讀而玩之。：(中略)：予不自揣、遂較三家得失之端、約繁補略、共爲二十篇、題曰『花影集』。亦自以爲得意之作也。

私はかつて壯年(三、四十才)の時分、瞿佑(字宗吉)先生の『剪燈新話』・李祺(字昌祺)先生の『剪燈餘話』・趙弼(字輔之)先生の『效顰集』を手に入れ、読み愛でた。：(中略)：私は畏れながら、かくてお三方の作風の得失の一端を考察し、煩雑に過ぎる所はつづまやかに、簡約に過ぎる所は補って、全部で二十篇を作り、『花影集』と題した。自分では満足のかく著作だと思つてゐる。

陶輔は武将として数々の功績を挙げた陶瑾の息子であるし、一時的にとはいえ自身も武官の職にあつたわけであるから、衛所に隸属する軍士の生活ぶり、その貧窮ぶりをよく理解していただろう。『花影集』所収の「劉方三義傳」には三言ほどそれが具体的に表現されているわけではないが、喬光輝氏が指摘するように、衛所に隸属する軍士・武官の生活がかなり写實的に反映されているものと思われる。

さて、三言では、軍士方勇の息子劉方の人となりについて、兄劉奇の台詞に「舍弟乃仁義端直之士」（私の弟は仁義にして正直な男です）という言葉が見え、劉方は「仁義」を重んじる人物であるとの印象を読者に与える。劉方は、学問も無く、貧窮する賤民とも見られていた軍士の子であるわけだが、そのような人物が「仁義」という道徳性を重んじる人物として描かれている点は注目に値する。実は、三言に登場するこの他の明代軍士にも、道徳性を重んじるという性格が付与されているのである。

三 明代軍士に与えられた道徳的性格

三言に登場するもう一人の明代軍士は、『警世通言』卷三四「王嬌鸞百年長恨」に脇役として描かれる衛卒孫九である（衛卒）という語は用例が少ないが、「衛所に隸属する軍士」という意で使われている例が『明實錄』に見られる^①。明の天順年間（二四五七―一六四）のこと、河南南陽衛中所千戸王忠の娘王嬌鸞が、隣に住む周廷章という少年と密かに婚約書を作つて契りを交わすが、周廷章は故郷の蘇州府呉江県へ帰ると他の女性を娶り、嬌鸞のことを忘れてしまう。嬌鸞は衛卒の孫九に手紙を言付けて周廷章のもとへ遣わすが、周廷章はその思いをむげにし、自分への思いを断ち切るよう伝えさせる。真相を知つた嬌鸞は深く悲しみ、自縊して果てた。

武官の娘を主人公とする物語である点も興味深いが、その考察は次稿に譲るとして、今は衛卒孫九の描写に焦点を当てる。孫九は河南の南陽衛に隸属する軍士であり、その人柄は「忠人」（忠実誠実なる人）と形容される。以下に挙げるのは物語の前半で、王嬌鸞に恋をした周廷章が、二人の仲をとりもつてくれる者を求め、孫九に嬌鸞宛ての手紙を託す場面である。

(周廷章) 忽撞見衛卒孫九。那孫九善作木匠、長在衛裏服役、亦多在學中做工。…(中略)…孫九受人之托、忠人之事、伺候到次早、纔覩個處方便、寄得此詩于明霞。

(周廷章は) ばったりと衛所の軍士の孫九に会った。孫九というのは木工作業が得意で、長らく衛所で役に服しつつ、よく学校の中でも仕事をしている。…(中略)…孫九は人にものを頼まれると、忠実誠実な人のこと、翌日になるのを待ち、ちょうどよい時を見て、(周廷章の) 詩を明霞(王嬌鸞の侍女) に渡した。

孫九がこの後さらにその善良なる人柄を發揮するのは、周廷章を思うあまり病気になってしまった王嬌鸞から手紙をこつづかり、呉江に帰った周廷章の元へ届ける場面である。

孫九領書、夜宿曉行、直至呉江延陵橋下、猶恐傳遞不的、直候周廷章面送。

孫九は手紙を預かると、夜に宿して日の出とともに旅を急ぎ、まっすぐに呉江県の延陵橋の辺りへやって来たが、やはり(手紙を) ちゃんと届けられないと困ると心配し、自身で直接周廷章の所へ参つて渡そうとした。

孫九は頼まれたことは疎かにせず、責任をもつてやり遂げんとする性質なのである。しかし、周廷章はバツが悪いから自分では顔を出さず、家童に対応させる。しかも、すでに魏同知の娘を娶つて二年になること、王嬌鸞からもらった絹のハンカチと婚約書を送り返すとともに、思いを絶つよう伝えて欲しいと孫九に頼み、路銀として五錢を与え、以後来ぬように伝える。ここに至つて孫九は怒りを爆發させ、以下のように周廷章を罵る。

孫九聞言大怒、擲銀于地不受、走出大門、罵道、「似你短行薄情之人、禽獸不如。可憐負了鸞小姐一片真心、皇天斷然不佑你。」説罷、大哭而去。

孫九はその言葉を聞くと大いに怒り、銀を地になげうつて受け取らず、大門を出て行くと、罵つて言った。「お前のように卑劣で薄情な奴は、禽獸にも及ばん。おかわいそうに、嬌鸞お嬢さんのひとひらの真心を裏切りおつて、天は決してお前の味方をしないだろう。」言いつ終わると、わあわあ泣きながらその場を去つた。

右の孫九の台詞は、小野四平氏も「真心から発した人間の行動に同情し、それを裏切るものに対する、限らない憎しみがここにある」と評するように、直接的な表現ではないが、孫九が「仁義」を有する人であることを示している。

この後、孫九は人に出会う度に事の顛末を説明したので、周廷章の非道の行いは呉江中に広まり、地位ある人からは相手にされなくなつた。河南南陽に帰り戻つた孫九は、依然として王嬌鸞に同情を寄せて涙を流す。

再説孫九回至南陽、見了明霞、便悲泣不已。：（中略）：孫九只是搖頭、停了半晌、方說備細。「如此如此、他不發回書、只將羅帕婚書送還、以絕小姐之念。我也不去見小姐了。」說罷、拭泪歎息而去。

さて孫九は南陽に帰り着くと、明霞（嬌鸞の侍女）に会うや、涙を流してやまない。：（中略）：孫九はただ頭をふつて、しばらく何も言わなかつたが、やっと詳しい状況を話し出した。「かくかくしかじかで、奴は返事も寄こさず、ただ絹のハンカチと婚約書を送り返し、お嬢さんの思いを絶とうというのだ。私もお嬢さんに会わせる顔がないよ。」言い終わると、涙を拭つてため息をつきながらその場を去つた。

ここでも直接的に表現されているわけではないが、孫九が王嬌鸞を思いやる「仁」の心を見せている。

そして、王嬌鸞が再び孫九をして周廷章に手紙を届けさせようとするが、孫九の周廷章への怒りはおさまつておらず、顔を会わせるのも御免という様子である。

孫九咬牙怒目、決不肯去。

孫九は齒をギリギリ噛みしめ目をかっと怒らせ、決して行くことを承知しない。

このように、本篇において衛卒孫九は、「忠人」と評され、また直接的に表現されているわけではないが「仁義」を有する人として描かれている。

前節で見た軍士の子劉方、本節で見た衛卒孫九は、ともに軍士及びその家族であるが、学問のあるなしに関わらず、「仁義」「忠」という道徳を自然と持ち合わせているのである。まさしく「衣冠君子中、多有見利忘義的、不意愚夫愚婦到有這等見識」（高い身分の君子の中に利益に目がくらんで人の道を忘れるものが多く、教養も無い男女にかえつてこのような立派な考えがあるとは／『醒世恒言』巻十八「施潤澤灘闊遇友」という言葉を体現している人物である。それが馮夢龍の意匠であるかどうかは確かでないものの、三言における明代軍士（その家族も含む）の性格の共通項と言つてよいであろう。

四 明代軍士の社会的地位

明代、軍士の多くは文字を読めない、書けない人々で、自分の考えを文章に表明することなどできなかった。知識人階層も、ふつう、そのようなものを記録するという発想すら持ち合わせていなかった。故に、軍士の性格や心情といったものが、歴史文獻に記されることは基本的には無く、三言に登場するような「仁義」や「忠」を有する軍士が現実的に存在したのか、明らかにするのは難しい。しかし、いくらかの考察は可能である。

まず、明の焦竑輯『國朝獻徵録』卷一三「義人、義士楊景和墳傳」(明・張弼撰)には、衛所に隸属する軍戸の余丁である楊墳という者(或いは「軍匠」〔軍戸のうち衛所で手工業に従事する者〕とも)が、自らの命も顧みず、誣告された武官袁彬をかばったという事件を見出すことができる(本事件は『明史』卷三〇七「列傳第一九五佞倖、門達」にも記載がある)。楊墳は軍事に従事する軍士というわけではなかったようだが、一考の価値はあろう。

天順間、錦衣衛指揮門達怙寵驕橫。凡忤之者、輒嗾覘卒潛致其罪、逮捕考掠、使無詰證、莫可反異。由是權傾一時、言者結舌。其同僚袁彬質直不屈。乃附以重情、考掠成獄。内外咸寃之、莫或敢發也。京城有楊墳者、戍伍之餘夫也。素不識彬、爲之上疏曰、「正統十四年、駕留虜廷、臣悉奔散逃生、惟袁彬一人、特校尉耳、乃能保護聖躬、備嘗艱苦。及駕還復辟、授職酬勞、公論稱快。」(中略)：陷彬於死、雖止一夫、但傷公論、人不自安。：(中略)：臣本一芥草茅、身無祿秩、見此不平、昧死上言。」遂擊登聞鼓以進、仍送衛獄。達因是欲盡去異己者、乃緩墳死、使誣少保吏部尚書華蓋殿大學士李賢指使、墳佯諾之。達遂以聞、會三法司鞫於午門前。墳乃直述、所言皆由己出、於賢無預。達計不行。

天順年間(一四五七―一四六四)、錦衣衛指揮の門達は(英宗の)寵を待みに驕りたかぶって擅に振るまった。彼に逆らう者はみな、偵察の軍卒に調べさせてひそかに罪名を着せしめ、逮捕して拷問にかけ、詳しく調べもせず、反論をも許さなかった。これによって当時権力は頂点に達し、言官(諫言官)も口をつぐんだ。その同僚の袁彬(『明史』卷三〇七「門達傳」)に抛れば「都指揮」は僕質正直な性格で門達に屈しなかった。そこで(以下「附以重情」の文意不明)、門達は袁彬を拷問して刑事案件を立案した。誰もが冤罪であると思つたが、暴く勇氣のある者はいなかった。都の楊墳という者は、軍隊の余夫(衛所で正軍に随う「余丁」〔軍余〕の意か)であつた(前出

『明史』に拠れば「軍匠」)。平素より袁彬と交流があったわけでもないのに、彼のために上疏して申し上げたことには、「正統十四年(一四四九)、陛下が胡虜に捕らえられた際(土木の変)、臣下はみな命からがら逃げましたが、ただ袁彬ひとりだけが、ただの校尉に過ぎませんのに、陛下をお守りし、艱難を味わい尽くしました。陛下が戻られて復位されると、(袁彬に)官職を授けて財物を賜りましたので、公衆も「快なり」と叫びました。：(中略)：袁彬を死に陥れるのは、ただ一人の者の処遇であるとはいえ、公衆の世論に傷を致すもので、人々の心は穏やかならざるでしょう。：(中略)：私はそもそも一介の雑草のような者で、官位も俸禄も無い身分ですが、このような不公平を見て、死を冒して上疏した次第です」と。かくて登聞鼓(冤を訴える者が撃つ鼓)を打って(上疏を)呈進し、錦衣衛の監獄に送られた。門達はこの件を利用して自分に刃向かう者を完全に取り除こうと思ひ、楊埜の死を見逃してやる代わりに、(自身と軋轢のある)少保・吏部尚書・華蓋殿学士の李賢が(楊埜に上疏するよう)指示したものであると偽りの供述をさせ、楊埜はこれを認めるふりをした。門達はかくて英宗に報告し、三法司が午門の前で鞫問を行った。(しかし)楊埜は正直に事実を話し、上疏はみな自分の真心から出たものであり、李賢とは関係が無いと言った。門達の謀略は失敗した。

さらに伝の終盤には、楊埜が父に従って「泥金畫漆」(日本の蒔絵漆器の技術に倣った「描金」とも称される技術)を学びながら、金だけでなく五色の金と螺鈿を施すという新たな技術を自身で生み出し、倭人にも驚嘆されたという事蹟を述べた上で、以下のように言う。

稱義士楊埜云、：(中略)：蓋其天姿敏悟、於書法詩格不甚習、而徃徃造妙、故其藝亦絶出古今也。既不避權奸、爲此義舉人、亦莫敢以一藝目之。有欲授之以官者、不就、遂隱於藝、以自高。

義士楊埜を称えている、：(中略)：おそらく彼は天賦の資質が聡明であったから、書法や詩の格式には疎いながら、しばしば美妙なる境地に至った。故にその技藝(描金の技術)は古今を絶するほどだったのである。(その上)権勢家の高官に臆することがなかったからには、彼は義を行う人なのであり、(描金の)技藝のみでもって彼を評価するということはようしない。ある人は彼に官位を授けようとしたが、(楊埜は)受けず、かくて藝の道に身を置き続け、自己を高く保った。

楊埜のように天賦の資質が聡ければ、文藝を学んでなかりうと、藝術において高い技術を修得し得るし、それだけでなく、「義」たる行いをとることもできると言うのである。

この楊埜伝の撰者張弼(字汝弼、松江府華亭県の人、成化二年(一四六六)の進士)は最後に、「國子祭酒郷先生陳汝同曰、

楊埴眞義士也」(国子監祭酒の職にあった陳汝同先生(陳詢、永樂十六年の進士)は、楊埴は眞の義士であるとおっしゃった)と述べ、続けて自身がこの伝をなした理由を「庶亦勵世之頑無恥者」(世の中の愚かで無恥なる者をふるい励ましたいと願う)と述べる。このような価値観は、三言の思想性にも通ずるものであることに気づく。『警世通言』の冒頭に置かれる無礙居士が馮夢龍のために著した序文(天啓四年(一六二四)序)には、以下のような一節が見える。

説孝而孝、説忠而忠、説節義而節義。

(小説で)孝について語れば聴衆は孝を持つようになり、忠について語れば忠を持つようになり、節義について語れば節義を持つようになるのだ。

三言に登場する人物には、軍士のように、社会的低級階層に属する人々が多くいる。しかし、彼らの身分や職業に関係なく、また学問のある無しに関係無く、その資質が優れており、自然と「義」のような道徳性を身につけているならば、それは率直に認めて評価すべきものであり、そのような人々を描く三言という短篇白話小説は、世の人の生き方を変え得るものである。馮夢龍もそのように考えていたのではなからうか。

明代には、軍戸出身者であろうと科挙受験や出世に何の法的制限も無かつたし、軍戸にも軍役とさほど関係のない家族もいたから、軍戸は必ずしも社会的に蔑視されていたわけではないとする説もある。²⁴⁾しかし、実際の所、軍戸の中でもとりわけ衛所に隷属する軍士については、それを蔑視する者が一定数存在したことは間違いないようである。例えば、明の焦竑輯『國朝獻徵録』卷十八「詹事府一、中順大夫詹事府少詹事贈禮部左侍郎諡文恭劉公鉉神道碑」(明・李賢撰)には、以下のようなエピソードが見られる。

景泰庚午、(劉鉉)主考京闈。及揭曉、第一人劉宣乃盧龍軍士。同事者欲更之。公曰、「朝廷立賢無方。不可。」乃止。時論黷之。公未沒、宣已第進士、爲翰林修撰矣。

景泰庚午の年(元年(一四五〇))、(劉鉉「字宗器、文章に巧みであることから永樂十六年に徴されて翰林院に入った」は)順天府郷試の主任試験官となった。結果の発表に及ぶや、首席の劉宣は盧龍衛(現河北省秦皇島市盧龍県に置かれた衛)の軍士であった。他の試験官は首席を別の者に替えようとした。劉鉉は「朝廷が賢人を挙げ登用するのに、身分や貴賤は関係ない。替えてはならない」と言った。時の世論はこれを是とした。劉鉉が生きているうちに、劉宣はまもなく(景泰二年)進士に及第し、翰林院修撰となった。

順天府郷試で首席となった劉宣という人物は、明の過庭訓纂輯『本朝分省人物考』²⁶卷六五「江西吉安府三、劉宣」の記載に拠ると、「父戍盧龍徒步」（父は盧龍衛に隸属する歩兵で）、自身も「嘗従武官守天津、密贊戎事」（かつて武官に従って天津を守備し、軍事を補佐したことがある）という軍士であった。「八歳而孤、嘗值家難、力學不輟」（八歳で両親を亡くし、家中に不幸があったが、賢明に学問に励むことを止めなかった）、景泰元年（一四五〇）に「以正軍、擧順天郷試第一人」（正軍「軍戸」下の衛所に赴いて軍役に従事する軍士）の身分でありながら、順天府郷試の首席に挙げられたとあるので、父の死後、正軍を継いで軍事に従事しつつ、学問にも励んだのだと推定される。「景泰二年進士登科録」を確認すると、進士及第時の身分も確かに「直隸盧龍衛軍」（直隸盧龍衛の軍士）となっている。先述したように、進士にも軍戸出身者（登科録では「軍籍」と記載）は数多く存在するのであるが、ふつうは彼らもその他の戸の者と同様に「監生」「府学生」「州学生」「県学生」、その「増広生」、「武生」「軍生」といった学生の身分で科挙に臨んでいた。劉宣のように、現に衛所で軍事に従事する軍士でありながら、科挙を受けて及第するという例はごく稀なことである。劉宣がいつたいどのような方法で、軍事に従事する傍ら学問に励んだのかは分からないが、おそらくは本人の天賦の資質と、想像を絶する努力のなせる賜物であつたろう。しかし都順天府の郷試で首席になるや、軍士という身分であることに難癖をつける者がいたのである。このことは、軍士を蔑視する者が高位の文官に存在したことを示している。一方で、劉鉉のように身分や貴賤は関係無いと考える者も確かに存在したこと、世論がそれを支持したことは、救いと言えるかもしれない。そして馮夢龍は間違いない、後者の思想を持つ者であつたろう。

結語

本論で述べたように、三言に描かれる明代軍士の表象には、現実社会に存在した衛所制のもとで貧窮する軍士の姿が投影されている。また、当時の社会においては、軍士を蔑視する者も少なからずいたようであるが、三言はそのような価値観に真つ向から対立し、軍士の中にも道徳性を備えた善なる人間がいるという、これも現実に沿った状況を巧みに描き出している。明代の軍士についての社会的通念を理解していなければ、三言に描かれているこの

ような表象はなかなか読み取りづらいものである。そして、このような表象の一つ一つが三言に「平等精神」とも呼べる哲学を備えさせているのである。編者馮夢龍がどこまでそれを意識していたかは確かではないが、馮夢龍のその他の著作の作品性も踏まえれば、ある程度は彼の価値観が反映されているのではないかと思われる。

当時の読者達は、三言に描かれた軍士像を見て何を思ったのだろうか。どんな身分であれ道徳を有する登場人物の姿を鏡として、自身の身のふるまいを顧みただろうか。或いはそれに感化され、眼前の社会に現に存在する軍士の窮状に義憤を覚えたであろうか。三言が投げかける社会的矛盾に対する視線は、当時の読者にただ「娯楽」を提供するだけでなく、より重みのある問いを投げかけたのではなからうか。

注

- (1) 孫楷第『中國通俗小説書目』(初版は一九三二年北京図書館中国大辞典編纂所印刊。本論では一九五七年作家出版社の再版に拠る)は、現存する天許齋刊本(日本内閣文庫蔵)について「明昌啓間」(泰昌「二六二〇」、天啓「一六二一—二七」)刊本と推測する(九一頁)。
- (2) 山口一郎『今古奇観』の時代背景「中国の八大小説」、三八四—三九二頁、平凡社、一九六五年)。
- (3) 三言の底本には全て『古本小説集成』第四輯(上海古籍出版社、一九九二年)所収影印本を用いる。本文引用の際には可能な限り原本の文字づかいに依拠する。
- (4) 北宋・魏泰撰『東軒筆録』は『叢書集成初編』(商務印書館、一九三五年)第二七六〇冊に拠る。原話の指摘については譚正璧『三言兩拍資料(上)』(上海古籍出版社、一九八〇年)九五・九六頁参照。なお本論文執筆に際し、三言の原話研究に関して、小川陽一『三言二拍本事論考集成』(進典社、一九八一年)を多分に参考とした。
- (5) 注(4)前掲の譚正璧著一九二七頁参照。
- (6) 柴田清継訳『三言選訳(上)』(翠書房、二〇〇六年)は「この街は當裏の軍人の家ばかりで」(九頁)と訳す。
- (7) 明代の軍制については、王毓銓『明代的軍屯』(中華書局、一九六五年)、山根幸夫『明代徭役制度の展開』(東京女

子大学学会、一九六六年)、岩見宏『明代徭役制度の研究』(同朋舎、一九八六年)、谷口規矩雄『明代徭役制度史研究』(同朋舎、一九九八年)、川越泰博『明代中国の軍制と政治』(国書刊行会、二〇〇一年)、奥山憲夫『明代軍政史研究』(汲古書院、二〇〇三年)などを参考とした。

(8) 『太祖實錄』卷二三(洪武二十五年十二月)丙午の條、「計内外武官并兵馬總數。在京武官二千七百四十七員、軍二十萬六千二百八十人、馬四千七百五十一匹。在外武官萬三千七百四十二員、軍九十九萬二千一百五十四人、馬四萬三千二百九匹。」

(9) 注(7)前掲の川越氏著書一二頁。

(10) 明・陳子龍ら編『皇明經世文編』卷三三七(『續修四庫全書』第一六六〇冊所收明崇禎平露堂刻本影印に拠る)。

(11) 注(7)前掲の王毓銓著書、下編「一・屯軍與軍戶」及び「五・屯軍反對封建的階級鬭爭」参照。

(12) 塩谷温監修／辛島驥訳注『醒世恒言』(一)『(東洋文化協会、全訳中国文学大系第一集第十卷、一九五八年)四四三頁。

(13) 明・臧懋循編『元曲選』(『續修四庫全書』第一七六一冊所收浙江圖書館藏明方曆刻本影印に拠る)。

(14) 葉德均『戲曲小説叢考』(中華書局、一九七九年)下冊「三言二拍來源考小補」五七五頁。

(15) 明・陶輔撰『花影集』は早稲田大学中央図書館蔵本(請求記号・へ二一 〇一二三五 一―二)に依拠する。

(16) 『花影集』と後続書との比較は、伴俊典『花影集』所収「劉方三義傳」の伝播について——『燕居筆記』及び『醒世恒言』との関係を中心に——『中國文學研究』第三十二期、六二―七六頁、早稲田大学中国文学会、二〇〇六年十二月)にも詳しい。

(17) 『燕居筆記』は『古本小説集成』第一輯(上海古籍出版社、一九九〇年)所收影印本『増補批點圖像燕居筆記』(題署「明叟 馮猶龍 増編／書林 余公仁 批補」)に拠る。『古本小説集成』の魏同賢「前言」は、原刊本『燕居筆記』に増補を施したのを馮夢龍と称するのは仮託であり、實際は書林余公仁が編輯したものであるとする。

(18) 『情史』は魏同賢主編『馮夢龍全集』三七・三八(上海古籍出版社、一九九三年)所收影印本に拠る。

(19) 『英宗實錄』卷三五六(天順七年八月)丙辰の條、『憲宗實錄』卷三(天順八年三月)甲戌の條、『憲宗實錄』卷三七

馮夢龍三言に見る軍士の表象

(成化二年十二月)乙卯の條。陶輔の生平については、程毅中「陶輔評傳」(『明清小説研究』一九九九年第四期、一三〇—一六頁)、喬光輝「陶輔の先人々生平事迹考——兼論對『花影集』的影響」(『明清小説研究』二〇〇五年第一期、一九二—一九八頁+二二六頁)がある。

(20) 注(19) 前掲の喬光輝氏論文一九八頁。

(21) 例えば『英宗實錄』卷十五(正統元年三月) 戊辰の條、「錦衣衛卒、皇甫經冒稱校尉行事、取人財物。事覺、下法司」のように、「衛卒」という形で「衛の軍士」を意味する例が数件見られる。以下の例に見られる「衛軍卒」という語を省略したのが「衛卒」か。『世宗實錄』卷四一七(嘉靖三十三年十二月) 丁亥の條、「兵部尚書聶豹等言、『…(中略)…各衛軍卒、兵甲朽鈍、遇敵則奔、則軍營未壘…。』」

(22) 小野四平「中国近世における短篇白話小説の研究」(評論社、一九七八年)一〇九—一一〇頁。ちなみに小野氏は孫九を「市井の小民」と表現しているが(一〇九頁)、孫九は軍戸出身の軍士であろうから、「民」ではなく「軍」と言うのが正しい。

(23) 明・焦竑輯『國朝獻徵錄』(台湾学生書局、国立中央図書館蔵本影印、一九六五年)に拠る。

(24) 于志嘉「明代軍戸世襲制度」(台湾学生書局、一九八七年)、同「明代軍戸の社会的地位について——科挙と任官において——」(『東洋學報』第七一卷三・四号、三一—三五一頁、東洋文庫、一九九〇年三月)、同「明代軍戸の社会的地位について——軍戸の婚姻をめぐって——」(『明代史研究』第十八号、七—三二頁、汲古書院、一九九〇年三月) 参照。

(25) 明・過庭訓纂輯『本朝分省人物考』は『明朝分省人物考』(広陵書社、明天啓間刻本影印、二〇一五年)に拠る。

(26) 寧波市天一閣博物館整理「景泰二年進士登科錄」(寧波出版社、天一閣藏明代科挙録選刊・登科録、二〇〇六年)に拠る。

※本論文は令和三年度科学研究費助成事業・若手研究・課題番号JP一八K一二三二〇「明代武官を中心とした社会的異種階層間の文学的交流の研究」の研究成果の一部である。